

占冠村定住子ども応援民間賃貸共同住宅入居者公募要綱

(目的)

第1条 この要綱は、転出による人口減少を抑制するとともに、村外からの転入者の増加に資することを目的に建設される民間資金を活用した賃貸共同住宅への入居者の公募及び入居予定者の決定について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの子（小・中学生又は義務教育学校の児童生徒にあっては、民間賃貸共同住宅からトナム学校に通学する意思のある者に限る。小・中学生又は義務教育学校の児童生徒以外の学生にあっては、民間賃貸共同住宅から通学する意思のある者に限る。以下「子」という。）を養育する世帯をいう。
- (2) 夫婦世帯 夫婦（内縁関係又はパートナーシップ宣誓を含む。）いずれかが満45歳以下である世帯をいう（子育て世帯を除く。）。
- (3) 単身世帯 満45歳以下で婚姻関係又はパートナーシップ宣誓のない世帯をいう。
- (4) 民間賃貸共同住宅 占冠村民間賃貸共同住宅等建設促進条例（平成25年占冠村条例第30号）第2条の要件を満たし、村が別に指定するもの（以下「賃貸住宅」という。）をいう。
- (5) 家賃 賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃料の月額（共益費を含む。）をいう。
- (6) 敷金 賃貸住宅の賃貸借契約に定められた敷金をいう。

(公募の方法)

第3条 村長は、次の次号に掲げる方法により公募を行うものとする。

- (1) 村広報誌
 - (2) 村ホームページ
- 2 前項の公募に当たっては、村長は、次の事項を公示する。
- (1) 賃貸住宅の名称、所在地、建設事業者及び所有者、間取り、予定附属施設
 - (2) 募集戸数
 - (3) 入居可能予定時期
 - (4) 家賃及び敷金の予定額
 - (5) 応募資格
 - (6) 応募方法（申込期間、申込先）
 - (7) 選考方法の概略
 - (8) その他必要な事項

(応募資格)

第4条 応募できる者は、子育て世帯又は夫婦世帯あるいは単身世帯であって、本村に住所を有する又は村外から転入する意思のある者で、次の各号の全てに該当する

者とする。

- (1) 世帯全員が村内に他の住宅を所有していないこと。
- (2) 世帯全員が市町村税、又は村使用料等を滞納していないこと。
- (3) 世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 世帯全員が破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。
- (5) 世帯に外国人を含む場合は、当該外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令に基づき、日本国に永住権を有していること。
- (6) 生活保護法による保護を受けていない世帯であること。

（申込及び入居予定者の決定）

第5条 前条に規定する応募資格のある者で応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、第3条第2項に定める申込期間中に、応募申込書（別記様式1）に必要事項を記入し、申込先に持参又は郵送により提出するものとする。

- 2 村長は、入居予定者を決定したときは、応募者に対し、速やかに別記様式2-1又は別記様式2-2により、その旨を通知するものとする。

（入居予定者の選考）

第6条 応募者が募集戸数を超える場合、村長は、次の各号の順に選考し、各号に定める基準により順位付けを行った上で、入居予定者を決定する。ただし、世帯に公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員（特別職を除く。）をいう。）が含まれている場合は、募集戸数に満たない場合に、次の各号の順に選考し、入居予定者としてすることができる。

- (1) 子育て世帯

ア 中学生又は義務教育学校後期課程の生徒以下である子が多い応募者

イ 中学生又は義務教育学校後期課程の生徒以下の子の満年齢が低い応募者（複数の子がいるときは合算し、子の数で割った年齢（小数第2位を四捨五入）で比較する。なお、同数の場合は、出生の日から起算した日数で合算し、子の数で割った日数（小数第2位を四捨五入）で比較する。）

- (2) 夫婦世帯

夫婦の合計満年齢の低い応募者

- (3) 単身世帯

子育て又は夫婦世帯の入居予定者がいない場合に選考し、入居資格を有するものの中から抽選

- 2 前項の場合において、順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

（入居補欠者）

第7条 村長は、前条の規定に基づいて入居予定者を選考する場合において、入居予定者として決定した者のほかに、補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。この場合、第5条第2項の通知において、入居順

位を附記するものとする。

2 村長は、入居予定者として決定した者が賃貸住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居予定者を決定する。

3 入居補欠者の有効期間は、1募集につき、決定日から起算して10日とする。ただし、賃貸借契約までに第4条の応募資格が満たされなくなった場合は、無効とする。

(子育て世帯等への支援)

第8条 村は、この要綱の目的に鑑み、別表の世帯区分における1ヶ月の家賃額を減じた額を当該世帯に助成することとし、賃貸住宅の賃貸借契約の賃料にその旨を明記する。また、子育て世帯又は夫婦世帯あるいは単身世帯でなくなったなど、第4条の応募資格を満たさなくなったとき又は世帯の内容に変更があったときは、村長に書面で通知するとともにその指示に従うものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

世帯区分	1ヶ月の家賃額
単身世帯	50,000円/月
夫婦世帯、子育て1子世帯	42,500円/月
子育て2子世帯	35,500円/月
子育て3子以上世帯	28,500円/月